

重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 福島福祉会
居宅介護支援センター グリーンライト
福島市飯坂町湯野字梁尻 1 番地の 1

居宅介護支援 重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

1. 居宅介護支援についての相談窓口

電 話 024-542-7777 (午前8時30分～午後5時30分まで)

担 当 介護支援専門員 _____ / 管理責任者 境田 敏和

※ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 概要

(1) 居宅介護支援の指定事業者番号および通常の実施地域

事 業 所 名	居宅介護支援センター グリーンライト
所 在 地	福島県福島市飯坂町湯野字梁尻1-1
介護保険指定事業者番号	居宅介護支援(福島県 0770102424号)
通 常 の 実 施 地 域	福島市内、伊達市内、伊達郡内、全域

(2) 職員体制

	員 数	業 務 内 容
所 長 兼 管 理 者 兼 主 任 介 護 支 援 専 門 員	1名(1) 常勤専従	管 理 業 務 苦 情 受 付 ケアプラン作成 相 談 業 務
介 護 支 援 専 門 員	5名(2) 常勤専従 2名(1) 常勤兼務	ケアプラン作成 相 談 業 務
事 務 員	1名 常勤兼務	事 務 補 助

() 内は男性再掲

(3) 営業時間

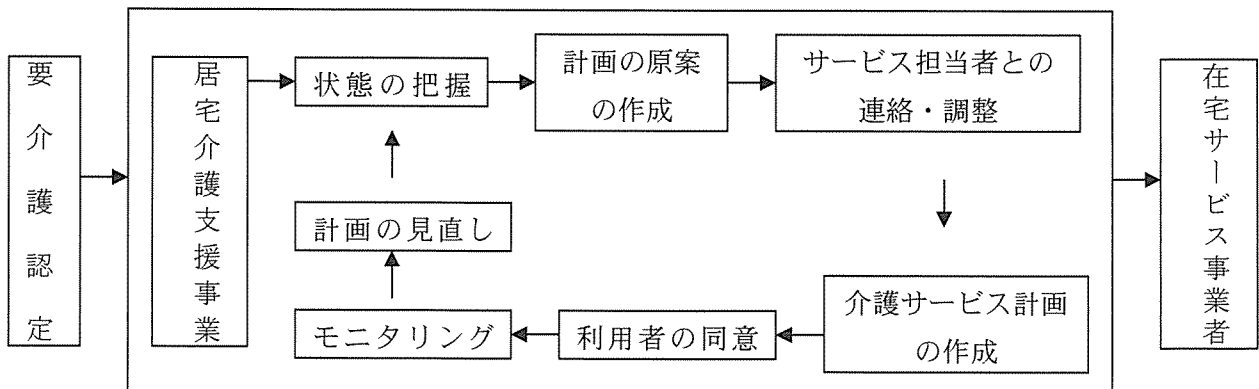
平 日 (月～金)	午前8時30分 ～ 午後5時30分
-----------	-------------------

※休業日は、土、日、祝祭日、年末・年始(12月31日から1月2日まで)

※緊急連絡電話 024-542-7777

(営業時間外は養護盲老人ホーム緑光園に転送され、園内当直者から
介護支援専門員へ連絡をとり対応いたします。)

3. 居宅介護支援のお申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



4. 利用料金

(1) 利用料

居宅介護支援利用料金及び介護予防支援料金は、介護サービス提供開始以降1ヵ月あたり

(イ) 居宅介護支援費Ⅰ (i)	要介護1・2	10,860円
〈取扱件数が45件未満〉	要介護3・4・5	14,110円
(ロ) 居宅介護支援費Ⅰ (ii)	要介護1・2	5,440円
〈取扱件数が45件以上60件未満〉	要介護3・4・5	7,040円
(ハ) 居宅介護支援費Ⅰ (iii)	要介護1・2	3,260円
〈取扱件数が60件以上〉	要介護3・4・5	4,220円
(ニ) 介護予防支援費	要支援1・2	4,720円

※加算料金(上記以外の加算)

(イ) 初回加算 3,000円

- ・ 新規に居宅サービス計画を策定した場合
- ・ 要介護状態区分が2段階以上変更となった場合

(ロ) 特定事業所加算(Ⅱ) 4,210円

一定の算定要件を満たしている場合。

(ハ) 入院時情報連携加算(Ⅰ) 2,500円

介護支援専門員が利用者の入院先の病院または診療所の職員に対して入院後3日以内に必要な情報を提供した場合。(提供方法は問わない)

入院時情報連携加算(Ⅱ) 2,000円

介護支援専門員が利用者の入院先の病院または診療所の職員に対して、入院後7日以内に必要な情報を提供した場合。(提供方法は問わない)

(二) 退院・退所加算

(カンファレンス参加無)	(カンファレンス参加有)
連携1回 4,500円	連携1回 6,000円
連携2回 6,000円	連携2回 7,500円
	連携3回 9,000円

退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者様に関する必要な情報提供を求めることその他の連携を行った場合。(入院等期間中に3回まで)

(ホ) 通院時情報連携加算 500円

利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画(ケアプラン)に記録した場合。

(ヘ) ターミナルケアマネジメント加算 4,000円

終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡日前日14日以内に2日以上在宅訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性の把握、利用者への支援を行う。

(ト) 同一建物減算 所定単位数×95／100 を算定する（5%の減算）

利用者が居宅介護支援事業所と併設・隣接しているサービス付き高齢者向け住宅等に入居している場合や、複数の利用者が同一の建物に入居している場合。

※注

- ・ 上記利用料金は、法定代理受領により、当法人の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、利用者様の自己負担はございません。
- ・ 保険料の滞納により、法定代理受領をできなくなった場合は、1 か月につき要介護度に応じて所定の料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日お住まいの市町村窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

(2) 交通費

前記の2の(1)の通常の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。なお、自動車を使用した場合は、通常の実施地域との境界を起点とし、片道1 kmにあたり23円とします。

(3) 介護保険料の未納等にて償還払いの対象になった場合には、全額を自己負担した後、保険者に届け出ることで介護報酬分が払い戻されます。

(4) サービスの開始及び解約について

当事業所は、重要事項説明の同意をもってサービスを開始し、利用者様の意思でいつでもサービス提供の中止又は解約をすることができます。なお、解約費用は一切かかりません。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) 契約時の説明

複数の事業所の紹介を求めることが可能であり、当該事業所を位置付けた理由を求めることができます。

(3) サービスの終了

①ご契約者からの申し出でサービスを終了する場合

契約の有効期間であっても、ご利用者様から契約を解除することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までにその旨をお申し出ください。但し、以下の場合には、即時に契約を解約することができます。

(ア) 事業者が正当な理由なくサービスを行わない場合。

(イ) 事業者が守秘義務に反した場合。

(ウ) 事業者が故意又は過失によりお客様の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

②当事業所からの申し出でサービスを終了する場合

人員不足等止むを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、1カ月前までに文書で通知するとともに、地域の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

(ア) ご契約者が介護保険施設に入所した場合。

(イ) 介護保険給付でサービスを受けていたご契約者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は、要支援1・要支援2と認定された場合。

(ウ) ご利用者様がお亡くなりになった場合。

④その他

ご利用者様やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為やハラスメント行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 秘密の保持

サービスを提供する上で知り得たご利用者様やご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。この秘密を保持する義務は契約終了後も継続します。

なお、介護サービスが適切かつ円滑に提供されるよう、サービス事業者等にご利用者様やご家族の情報を提供することがございますが、その場合には、事前にご了解をいただきます。

7. 事故が発生した場合の対応

サービスの提供時に、ご利用者様に事故が発生した場合には、速やかに主治医、救急隊、ご家族の方、関係市町村等へ連絡を行う等の必要な処置を講じるとともに管理者に報告を行います。

8. 緊急時の対応

ご利用者様の容態の変化等が合った場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方等に速やかに連絡いたします。

9. 当事業所の特色等

(1) 事業の目的

介護保険制度の円滑な実施のもと、要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供させていただくことを目的としています。

(2) 運営方針

- ・要介護等のご利用者様に対し、個々の解決すべき課題、その心身の状況や置かれている環境等に応じ、保健・医療・福祉にわたるサービス提供が、総合的かつ効果的に行われるようサービス計画をたてます。
- ・関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を取りながら、利用者様自身の立場に立ち、常にまず、その居宅において日常生活を営むことが出来るよう支援することが出来るかどうかという視点から検討を行い支援していきます。

(3) その他

事 項	有・無	備 考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はお申し出ください
調査（課題把握）の方法	有	居宅サービスガイドライン
介護支援専門員への研修	有	事業所内外の研修を複数回実施
契約後、居宅サービス計画の作成段階中のご利用者様のご都合により解約した場合の解約料	無	前記5.（2）の③参照

10. 居宅介護支援・サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所お客様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

苦情受付担当者（介護支援専門員） 吉川 剛史

苦情解決責任者（所長） 境田 敏和

電話 024-542-7777

受付時間 平日8:30～17:30

土、日、祝祭日、年末・年始（12月31日から1月2日）は除く。

(2) 第三者委員（法人監事） 畠 勲 電話 024-542-3279

（法人評議員）長谷部 ひろ子 電話 024-542-0504

(2) その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

担当 福島市長寿福祉課 電話 024-525-7656

その他の市町村については、各市町村窓口にご相談ください。

11. 情報開示

当事業所は、ご利用様の求めに従って、ご利用者様自身に関する情報（ご利用者記録、サービス提供記録、その他）を開示しております。

ただし、ご本人様あるいは身元引受人でない方（他のご家族様等）からのご請求につきましては、書面にてご本人様のご了解を得てからになります。あらかじめご了承ください。

1 2. 非常災害時対策

- ・ 防災時の対応 別途定める消防計画に基づき対応します
- ・ 防災設備 自動火災報知器、消火器、消火栓を配置しており、防火扉、避難誘導等を設け安全の確保に努めていきます
- ・ 防火訓練 毎月1回実施しております
- ・ 防火責任者 残間 直人

1 3. 虐待防止のための措置

管理者は、利用者様の人権擁護・虐待等の防止のためのつぎの措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者様及びそのご家族様からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 管理者及び職員は、サービスの提供にあたって、利用者様が職員又は利用者様ご家族様等の擁護者、サービス担当者等から虐待を受けたと思われる時は、速やかに市町村へ通報するものとする。

1 4. 事業継続計画

業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

1 5. 衛生管理

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

1 6. 事業所の概要

法人名	社会福祉法人 福島福祉会
代表者名	三瓶 松太郎
法人所在地、連絡先	福島県福島市飯坂町湯野字梁尻1番の1 電話番号 024-542-7777 FAX 024-543-1141

定款の目的に定めた事業数等	(1) 第一種社会福祉事業 (イ) 養護老人ホームの経営 (2) 第二種社会福祉事業 (イ) 老人短期入所事業の経営 (ロ) 老人デイサービス事業の経営 (ハ) 老人居宅介護等事業の経営 公益を目的とする事業 この法人は、社会福祉法第26条の規定により次の事業を行う。 (1) 温泉利用デイサービス事業 (2) 高齢者グループリビングの経営 (3) 居宅介護支援事業 (4) 地域包括支援センターの経営 (5) 介護予防支援事業 (6) 高齢者生活共同運営住宅(高齢者生き生きグループリビング)の設置 (7) 訪問看護事業
----------------------	--

重 要 事 項 確 認 書

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 福島県福島市飯坂町湯野字梁尻 1 番の 1

事業所名 居宅介護支援センター グリーンライト

説明者氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業所から居宅介護支援について重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名 印

(ご家族) 住 所

氏 名 印

当事業所における個人情報の利用目的通知
及び第三者提供する場合の目的に関する同意書

当事業所では個人情報を経営上必要な範囲において利用します。下記目的以外には利用しません。

- ① お客様に提供する介護サービス
- ② 介護保険請求のための事務
- ③ 当事業所の行う管理運営業務（会計・経理・事故報告・サービスの質向上等）
- ④ 他の医療機関・介護機関との連携
- ⑤ 家族等への状況説明
- ⑥ 行政機関等、法令に基づく照会・確認
- ⑦ 賠償責任保険等に係わる専門機関、保険会社への届出、相談
- ⑧ その他公益に資する運営業務（基礎資料の作成、実習への協力・職員研修等）

(事業所名) 居宅介護支援センター グリーンライト

(代表者名) 所長 境田 敏和

(住 所) 福島県福島市飯坂町湯野字梁尻1番の1

第三者へ個人情報を提供する場合の利用目的

- ① お客様に提供する介護サービス
- ② 当事業所の行う管理運営業務（会計・経理・事故報告・サービスの質向上等）
- ③ 他の医療機関・介護機関との連携
- ④ 家族等への状況説明
- ⑤ 行政機関等、法令に基づく照会・確認
- ⑥ 賠償責任保険等に係わる専門機関、保険会社への届出、相談
- ⑦ その他公益に資する運営業務（基礎資料の作成、実習への協力・職員研修等）

私は個人情報の利用目的及び上記目的の範囲における第三者への情報提供に同意します。

令和 年 月 日

ご本人

住所

氏名 印

(家族代表／代理人)

住所

氏名 印